

十
三
二
口
の 経 利
ム 過 札
入 利 発
ヌ 子 行
率 入

(一) 年十額
む十式は〇六面
も号に、募・錢金額
のによ払入六
と規り込決パ
する定算金定百
。す出額のセ円に
るしに通ンつ
期た加知トき九
日金えを十九
に額、受九
払を次け円
い第のた
込二算者九

額面金額の総額 × $\frac{0.6}{100} \times \frac{72}{365}$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるに座り、記載又は記録されるものにについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へたし、当該国債を発行時にあり算出する者(非居住者又は國法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額)にてだりに算出する者(非居住者又は國法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額)に外の該適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することをがに(一)に外の該適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することと

十四 初期利子

す 次 そ が 金 と 平 成
る 号 の 銀 額 し 、 十 一
期 及 翌 行 を 六
日 び 営 休 支 次 の 年 九
に 第 業 業 払 の 算 式 月 二
つ 十 日 日 う 。 式 月 二
い 六 に に 。 式 月 二
て 同 号 支 当 た だ よ 十
じ に 払 た し り 日
。 お う る い へ と 算 を
。 い へ と て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払 定 、 、 期 た 期

額面金額 × $\frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期參所金金期 利期
日加支額限 子以

平 財 日額平利てを毎
成 務 本面成子、支年
十 大 銀金ニをそ払三
六 臣 行額十支の期月
年 か 百一払日とニ
五 ら 円年う以し十
月 通 に三。前、日
三 知 つ月 六各及
十 を き二 月支び
一 受 百十 間払九
日 け 円日 に期月
た 者 属に二
す お 十
る い 日